

1月29日(日) 岐阜県知事選挙

大学で期日前投票ができます

日時：1月20日(金) 10時～16時30分

場所：大学会館2階 第6集会室

※岐阜市外の人でも手続きをすれば不在者投票ができます(裏面参照)



Q. 不在者投票制度とは？

投票は、基本、選挙人名簿(※)登録地の市区町村でしか投票できませんが、選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市区町村で投票できる制度です。

(※) 選挙人名簿 = 満18歳以上の日本国民で、住民登録された日から引き続き3ヵ月以上その市区町村に住民登録されている人が記載されている名簿。

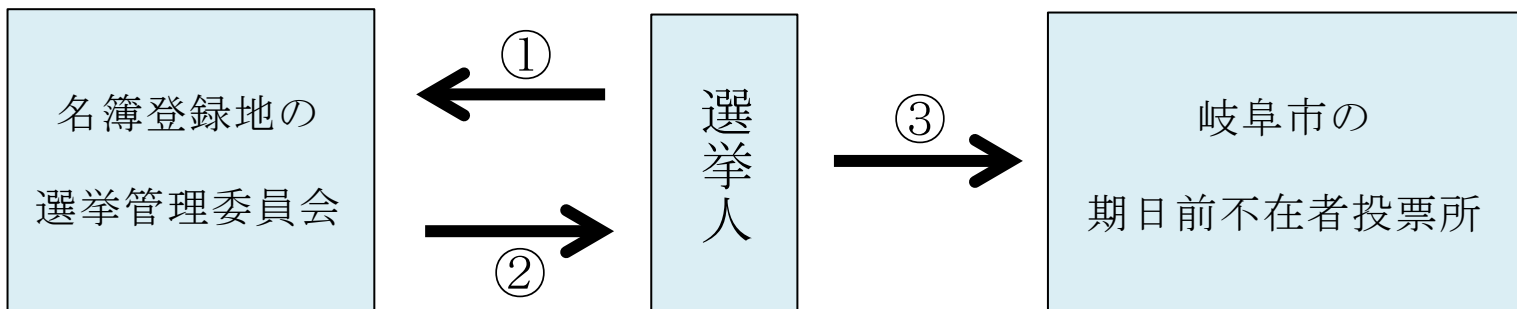
Q. 今回の岐阜県知事選挙で不在者投票制度の対象になる人の具体例

- A) 現在、岐阜県内かつ岐阜市外の市町村に住民登録がある人で、その市町村に3ヵ月以上住民登録がある人。
- B) 現在、岐阜市に住民登録があるが、岐阜県内の市町村から岐阜市に転入の届出をした日が、平成28年10月12日以降（12日含む）の人で、岐阜市へ転入する前にいた市町村（旧住所地）に3ヵ月以上継続して住民登録があった人。

Q. 不在者投票の手続方法は？（岐阜市で不在者投票をする場合）

- ① 上記Aの場合、住民登録のある市町村の選挙管理委員会に
上記Bの場合、旧住所地の市町村の選挙管理委員会に、
直接または郵便等で投票用紙などの必要な書類を請求します。
- ② 請求した選挙管理委員会から投票用紙などの必要書類が届きます。
- ③ 届いた投票用紙などの必要書類を持参して、岐阜市の期日前不在者投票所で投票します。

(注意) 書類のやりとりを郵送で行うため、手続きには時間がかかりますので早めに請求してください。



※ご不明な点は岐阜市選挙管理委員会事務局(058-265-2161)までお問い合わせください

岐阜市選挙管理委員会 岐阜市明るい選挙推進協議会